

○国土交通省告示第千四百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」・岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村地内から同村第九地割字銅屋地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村、第十地割字羅賀、第八地割字太田名部、第七地割字明神及び第九地割字銅屋地内
- 2 使用の部分 岩手県下閉伊郡普代村第十二地割字中村、第十地割字羅賀、第八地割字太田名部、第七地割字明神及び第九地割字銅屋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡普代村第十一地割字柏木平地内から同村第十六地割字天拝坂地内までの延長4.15kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路「普代バイパス」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事等は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされて

おり、本件区間は、同法第 13 条第 1 項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 45 号（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、気仙沼市、宮古市、久慈市、八戸市等を経て、青森市に至る総延長 583.8 km の路線であり、東北地方の太平洋沿岸の各地方生活圏を結び、社会、経済及び文化の発展に大きな役割を果たしている主要幹線道路である。

本路線が通過する宮古市以北の岩手県沿岸北部地域（以下「当該地域」という。）は、サンマ、ホタテ、アワビ等の水産業が盛んな地域である。これらの水産物は、県内有数の水揚げ量を誇る宮古港等から本路線を介して当該地域の各加工場へ輸送され、加工された後、主に八戸市、仙台市及び関東方面へ出荷されている。また、当該地域は自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による国立公園である陸中海岸国立公園があり、浄土ヶ浜や北山崎などの多くの自然風景地を有する観光地域でもある。

しかしながら、当該地域におけるこれらの水産物の物流や観光等の交通は、そのほとんどを自動車輸送に依存している一方で、当該地域の主要幹線道路は本路線しかない状況にある。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、ほとんどの区間が狭小な 2 車線道路であり、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が存するなど線形も悪いうえ、近年の大雨による自然災害によって全面通行止めが発生するなど、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、水産物の物流等の交通の効率化が図られるなど、地域経済の発展に寄与することが認められる。また、現道の線形不良区間等を回避し、安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、自然災害発生時等における現道の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が平成 12 年 9 月及び平成 21 年 3 月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地に生息する動物としては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているヒメウ等が確認されている。

このうち、ニホンカモシカについては、同様の生息環境が周辺に広く分布していることから、生息環境に与える影響は軽微であるとされている。オオタカについては、飛翔が確認されているが、営巣及び繁殖は確認されておらず、同様の生息環境は周辺に広く分布していることから、生息環境に与える影響は軽微であるとされている。ヒメウについては、本件事業地周辺の環境に依存している種ではないため、生息環境に与える影響はないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているナンブワチガイソウ、準絶滅危惧として掲載されているノダイオウ等が確認されているが、個体の移植等により生育環境への影響は回避・低減できることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 5 箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の線形不良区間等を回避し、安全かつ円滑な交通の確保等を主な目的として、道路構造令による第 1 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側案（以下「申請案」という。）と山側案との 2 案について検討が行われている。申請案と山側案とを比較すると、申請案は取得必要面積及び支障物件が少ないこと、路線延長は長いものの施工期間が短期間であること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したが

って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には、線形不良区間等が複数存在していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、当該地域の自治体の長からなる三陸北縦貫道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 岩手県下閉伊郡普代村役場